

さいたま市規則第9号

さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年さいたま市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（点検を実施する者）</p> <p>第16条の2 条例第18条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者</u></p> <p><u>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる者のほか、広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者</u></p> <p>（講習会等）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては、その者の申請により前項第3号の事項に係る講習を免除することができる。</p> <p>(1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 電気事業法第44条第1項に規定する<u>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>（点検を実施する者）</p> <p>第16条の2 条例第18条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる者のほか、広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者</u></p> <p>（講習会等）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては、その者の申請により前項第3号の事項に係る講習を免除することができる。</p> <p>(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する<u>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>

(みなし登録業者に係る届出)

第33条 条例第29条の5第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した特例屋外広告業届出書(様式第36号)により行うものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 埼玉県における登録番号、登録年月日及び有効期間満了年月日

2・3 [略]

別表第2(第7条関係)

1 条例第6条の許可の基準

広告物の種類		基準
建造物利用広告	[略] 突出し 広告	1・2 [略] 3 <u>道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。</u> 4 <u>下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</u>
建造物から独立した広告	市街化区域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。)	1・2 [略] 3 <u>道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u>  (1) <u>医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合</u> (2) <u>自家広告物であつて、道路上への突出し幅が道路境界から1メートル以下で、かつ、下端の高さが歩道上</u>

(みなし登録業者に係る届出)

第33条 条例第29条の5第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した特例屋外広告業届出書(様式第36号)により行うものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 埼玉県における登録番号、登録年月日及び有効期限満了年月日

2・3 [略]

別表第2(第7条関係)

1 条例第6条の許可の基準

広告物の種類		基準
建造物利用広告	[略] 突出し 広告	1・2 [略]  3 <u>下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</u>
建造物から独立した広告	市街化区域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。)	1・2 [略] 3 <u>道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物であつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合は、この限りではない。</u>

		<p>にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合</p>
市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）	<p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合</p> <p>(2) 自家広告物であつて、道路上への突出し幅が道路境界から1メートル以下で、かつ、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合</p>	
[略]		

2 条例第7条第5項第1号に係る許可の基準

自家広告物の種類	基準
建造物利用広告	<p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。</p> <p>5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建造物から独立した広告	<p>1～3 [略]</p> <p>4 道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。</p>

市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）	<p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物であつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合は、この限りではない。</p>	
[略]		

2 条例第7条第5項第1号に係る許可の基準

自家広告物の種類	基準
建造物利用広告	<p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建造物から独立した広告	<p>1～3 [略]</p>

5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。

[略]

3 [略]

4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の種類		基準
[略]		
建造物利用広告	[略]	1～3 [略] 4 <u>道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。</u> 5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から <u>2.5メートル</u> 以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
[略]		

様式第11号（第16条の4関係）  
屋外広告物等点検報告書

[略]

[略]			
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
[略]			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食・変形	[略]	[略]
	[略]		
[略]			

注

4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。

[略]

3 [略]

4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の種類		基準
[略]		
建造物利用広告	[略]	1～3 [略] 4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から <u>3メートル</u> 以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
[略]		

様式第11号（第16条の4関係）  
屋外広告物等点検報告書

[略]

[略]			
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
[略]			
取付部	1 アンカーボルト・取付け部プレートの腐食・変形	[略]	[略]
	[略]		
[略]			

注

様式第23号（表）及び様式第23号（裏）を次のように改める。

様式第23号 (第23条関係) (表)

屋外広告業者登録簿

登録番号	さ広 ( ) 第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
		初回登録年月日	年 月 日
法人・個人の別	1 法人                      2 個人		
フリガナ 氏 名 〔法人にあつては名称、 代表者の氏名〕			年 月 日変更
住 所 〔法人にあつては主たる 事務所の所在地〕	〒		年 月 日変更
	電話番号	電話番号	
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職名及び氏名			
職 名		氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所			
フリガナ 氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		
法定代理人が法人である場合は、その役員の職名及び氏名			
職 名		氏 名	
主たる業務の内容			
その他			

様式第23号（第23条関係）（裏）

営業所	名 称			
	所 在 地	〒  電話番号		
	業務主任者	氏 名		
営業所	名 称			
	所 在 地	〒  電話番号		
	業務主任者	氏 名		
営業所	名 称			
	所 在 地	〒  電話番号		
	業務主任者	氏 名		
営業所	名 称			
	所 在 地	〒  電話番号		
	業務主任者	氏 名		
他の地方公共団体における登録番号		登録を受けた地方公共団体名	登 録 年 月 日	登 録 番 号

様式第40号（表）及び様式第40号（裏）を次のように改める。

様式第40号（第36条関係）（表）

特例屋外広告業者届出簿

届出番号	さ広（ ）第 号	埼玉県に おける 登録番 号等	登録番号	
届出年月日			登録年月日	
			有効期間満了年月日	
法人・個人の別	1 法人                      2 個人			
フリガナ 氏名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕				
住所 〔法人にあつては主たる 事務所の所在地〕	〒			
変更履歴	電話番号			
	変更年月日	変更した事項		



様式第40号 (第36条関係) (裏)

営業所	名 称		
	所 在 地	〒  電話番号	
	業務主任者	氏 名	
営業所	名 称		
	所 在 地	〒  電話番号	
	業務主任者	氏 名	
営業所	名 称		
	所 在 地	〒  電話番号	
	業務主任者	氏 名	
営業所	名 称		
	所 在 地	〒  電話番号	
	業務主任者	氏 名	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市屋外広告物条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。